

印 紙

## 売買代金の支払等に関する契約書

### (契約の目的)

千歳市公設地方卸売市場(以下「市場」という。)での円滑な取引と明朗かつ堅実な市場運営の確立と発展を目的として卸売業者(市条例第7条第1項の規定により市長の許可を受けた者。)及び仲卸業者(市条例第7条第2項の規定により市長の承認を受けた者)(以下、卸売業者及び仲卸業者を「甲」という。)と、買受人(以下「乙」という。)との間において取引される売買代金の精算業務等(請求、受領、支払い等)を(株)千歳市場公社(以下「丙」という。)に委託するため、甲、乙及び丙は、乙の連帯保証人と連署の上、次のとおり契約を締結する。

### (総則)

第1条 甲は、甲と乙が市場で取引する売買代金の請求、受領及び支払い等に関する権限を行使することを丙に委託する。

第2条 丙は、甲の売買代金を乙に対して請求し、乙は第5条第1項に定める支払期日までに当該売買代金を丙に支払うものとする。

2 丙は、前項の売買代金を第6条第1項に定める支払日に、甲に支払うものとする。

第3条 甲は、丙に委託した売買代金の精算業務等について、必要あるときは、丙に対し全面的に協力するものとする。

第4条 甲は、売買取引後、直ちに売買代金に係る請求伝票及び精算連絡書等、精算に必要な書類を丙に提出するものとする。

### (売買代金の支払等)

第5条 乙は、第2条の売買代金を次に掲げる区分に従って、丙の指定した取扱金融機関に支払うものとする。この場合において、支払期日が休日のときは、その翌日を支払期日とする。

買 受 期 間	支払期日
1日から5日まで	10日
6日から10日まで	15日
11日から15日まで	20日
16日から20日まで	25日
21日から25日まで	月末
26日から月末まで	翌月5日

2 前項の支払いに要する送金料は、乙の負担とする。

3 第1項における買受期間内の売買代金が、乙の寄託する保証金の3倍相当額(以下「買受限度額」という。)を超過した場合は、丙は乙に対してその超過額の支払いをただちに請求することができるものとする。

- 4 乙が前項における買受限度額の超過を反復又は継続し、これを甲及び丙が不相当として第9条第5項の規定により保証金の追加寄託を求めた場合、乙はこれに応じなければならないものとする。

第6条 丙は、第2条第2項の売買代金を前条の表に定める買受期間に相当する支払期日の翌々に甲に支払う。この場合において、当該支払期日の翌々が休日のときは、その翌日に支払うものとする。

- 2 丙は、乙が売買代金を前条の支払期日までに支払わないときは、丙は乙に代わって甲にその売買代金を支払うものとする。
- 3 丙は、前項の規定により代位弁済した売買代金については、甲に代位し、乙に対して甲が有した一切の権利を行使することができる。

(期限の利益の喪失)

第7条 乙は次の各号の一に該当したときは、期限の利益を失うものとし、即時、売買代金の全額を丙に支払わなければならない。

- (1) 本契約に基づく売買代金の支払いを遅滞したとき。
  - (2) 仮差押、仮処分、強制執行、破産、和議、会社整理、会社更生、支払命令等の申立を受けたとき又は公売処分、租税滞納処分その他の公権力の処分を受けたとき。
  - (3) 担保物件を滅失し、若しくは毀損又はその価値を著しく減少させたとき。
  - (4) その他本契約に違反したとき。
- 2 前条により乙が期限の利益を喪失した場合は、第10条第1項に規定する連帯保証人にその旨を通知するものとする。

(交付金)

第8条 丙は、乙に対し、売買代金の1000分の1の完納奨励金を交付する。

- 2 前項の完納奨励金の対象となる売買代金は、第5条に定める支払日までに支払われた売買代金に限るものとする。
- 3 完納奨励金は、上半期、下半期の2回に分けて交付するものとし、当該完納奨励金は、次条の保証金に積み立てる。

(保証金)

第9条 乙は、丙に対し、本契約と同時に丙の定める保証金を寄託する。この寄託は、消費寄託とし、利息は付さないものとする。

- 2 保証金は、第三者に譲渡し、又は質権の設定等をしてはならないものとする。
- 3 保証金は、乙が丙に対して債務(第5条に定める買受代金の支払期日を遅滞しているときを含む。)があるときは、乙に通知をすることなく、その債務に充当されても異議はないものとする。
- 4 保証金は、乙が丙に対し買受代金の債務を完済し、本契約を解除した後でなければ返

還することができないものとする。

- 5 本契約の履行を確保するため、甲及び丙において必要と認めるときは、乙に対して保証金の追加寄託を求めることができる。
- 6 この契約の締結前において、寄託した保証金は、この契約で定める保証金とする。

#### (連帯保証人)

- 第 10 条 本契約の履行を確保するため、乙は連帯保証人を 1 名以上立て、甲及び丙の承認を得なければならない。ただし、甲及び丙が連帯保証人を要しないと認めた場合は、この限りでない。
- 2 乙は、連帯保証人が死亡し、又は保証能力を喪失したときは、直ちに甲及び丙に通知し、新たな保証人を立てて甲及び丙の承認を得なければならないものとする。
  - 3 連帯保証人は、乙が丙に対して負担する債務の限度額（以下「根保証限度額」という。）は、第 9 条第 1 項の規定により寄託する保証金の 3 倍に相当する額とし、根保証限度額内において連帯してその支払いの責めを負うものとする。
  - 4 連帯保証人は、乙の売買代金額、その支払い状況及び本契約に基づきなされる取引に関する状況について、その内容を知悉するものとし、丙の事務所において、状況を聴取確認するものとする。

#### (財産の担保提供)

- 第 11 条 本契約の履行を確保するため、甲及び丙において必要と認めるときは、乙は不動産、動産その他財産の担保の差入れを行い、担保権実行の時期、方法等に関する事項は、甲及び丙に一任する。

#### (売買参加)

- 第 12 条 乙が代理人をして売買取引に参加させようとするときは、あらかじめ甲に買受代理人届を提出し、承認を受けなければならない。

#### (買受人の遵守事項)

- 第 13 条 買受人は、次の事項を遵守しなければならない。
- (1) 市場内において甲及び付属営業人以外から物品を買受けないこと。
  - (2) 名義を他人に貸与しないこと。
  - (3) 乙又は連帯保証人に身分、その他重要な変動があったときは、遅滞なく甲及び丙に通知して必要な手続きを行うこと。
  - (4) 市場の秩序を乱し、その信用を失墜する行為又はそのおそれのある行為をしないこと。

#### (買受人の責任の範囲)

- 第 14 条 本契約は、乙の代理人及びその使用人についても適用し、その責めを負うもの

する。

(売買取引の制限、停止処分、契約の解除)

第 15 条 丙は、乙が、次の各号の一に該当するときは、その旨を甲に通知して、売買取引の制限若しくは停止処分(売り止め)又は本契約を解除することができる。

- ( 1 ) 売買代金を支払期限までに支払わないとき。
- ( 2 ) 第 7 条の各号の一に該当したとき。
- ( 3 ) 第 9 条第 5 項に定める保証金の追加寄託に応じないとき。
- ( 4 ) 第 10 条第 2 項に定める新たな保証人を立てられなかったとき。

(債務の弁済)

第 16 条 前条によって本契約を解除されたときは、乙の負担すべきすべての債務は、直ちに完済しなければならない。

(強制執行)

第 17 条 丙は、乙及び連帯保証人が債務不履行のときは、本契約に基づき、強制執行その他の法的措置をとることができるものとする。

(管轄裁判所)

第 18 条 本契約に基づく一切の事件の管轄裁判所は、丙の事務所を管轄する裁判所とすることに合意する。

(解釈上の疑義)

第 19 条 本契約の解釈に疑義が生じたときは、甲、乙及び丙が協議し、決定するものとする。

(契約期間等)

第 20 条 この契約は、契約の日から最初に到来する 3 月 31 日まで有効とする。

- 2 甲、乙、丙及び連帯保証人のいずれからも異議の申出がない限り、本契約は、さらに 1 箇年延長することとし、その後も同様とする。

この契約の成立を証するため、本書1通を作成し、甲、乙、丙及び連帯保証人記名押印のうえ、株式会社千歳市場公社が保管する。

令和 年 月 日

甲 卸売業者 苫小牧市港町2丁目2番地2号  
丸一 苫小牧中央青果株式会社  
代表取締役 野澤 亨 介

甲 仲卸業者 苫小牧市港町2丁目2番地2号  
道南青果株式会社  
代表取締役 片山 匠

乙 買受人 住所  
氏名

乙の連帯保証人 住所  
氏名

丙 千歳市上長都958番地  
株式会社 千歳市場公社  
代表取締役 横田 隆 一